

平成22年度第14回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月30日（火）17時30分～

場 所：合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

26日の税調で予定しておりました、市民公益税制等の議題につきましては、明日12月1日に審議することといたします。本日は、国民新党の税制改正要望について伺った後、既にお配りしております各府省の要望項目の1次査定案について審議を行います。この1次査定案は、これまでの随時調整協議による調整の結果を踏まえてとりまとめたものでございますが、今週中には、調整が残っているすべての要望項目について処理方針を確定し、2次査定案をとりまとめたいと思います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず国民新党において税制改正要望をとりまとめられたとのことでございますので、亀井政調会長より御報告をお願いいたします。

○亀井国民新党政調会長

国民新党の亀井でございます。1次査定が出る直前ではございますけれども、党の税制改正要望を御説明させていただきます。お手元にA4の1枚紙でまとめてございます。この中で上の3項目は国民新党独自の考え方でありまして、金融証券税制より下のものは、各省庁の要望から重点的に拾ったものでございます。上の3つについて特に御説明をしたいと思います。

まず、1つ目の項目、投資減税でございます。今、法人税を5%引き下げるかどうかという議論がずっと続けられておりますけれども、国民新党といたしましては、法人税の5%引き下げは必要ないと考えております。

理由といたしましては、現在、法人税を支払っているのは、全法人の4分の1程度です。そしてこれは大企業が中心です。ですので、こういった4分の1程度の企業に減税したところで、その増部分がどこに回るのかということがはっきりといたしません。恐らく今までの傾向からいって、株主の配当に流れたり、また雇用創出ですとか新規投資につながるという保証もありません。法人税を議論するのであれば、税率の引き下げよりも課税ベースを広げるということを考えるべきだと思います。

その代わりに、今、日本経済を考えたときに必要なこと、デフレ脱却のためには、やはりどうしても投資が足りない。国内の投資を活性化するという意味で、投資減税を国民新党としては要望いたします。

法人税引き下げの議論とともに、研究開発促進税制の廃止ですとか、減価償却制度の見直しなどが見合い財源として議論されておりますけれども、これは景気対策、経済対策として

は最悪だと考えます。

国民新党といたしましては、研究開発促進税制の拡充、延長あるいは恒久化を図るべきであって、特に中小企業が国内に投資した場合は、投資額の15%を投資減税として法人税から税額控除することを要望いたします。

次に仕送り減税制度について御説明いたします。仕送り減税制度の中身につきまして、骨子案は別に今日お配りさせていただいております。これは去年から引き続いての要望になります。民主党さんは子ども手当を創設されたわけですが、これは中学卒業までということですが、実際には教育費ということで考えると中学卒業後にお金がかかります。高校の部分というのは、高校の授業料無償化で対応されたわけですが、大学の部分、やはり地方から都会に子どもを出している家庭が非常に多いので、ある程度収入のある家庭でもここは非常に苦しい部分です。地方から見れば、子どもを都会に送ってしまって、親も無理して余り消費をせず、最後は子どもが帰ってこないということですので、この仕送り減税というのは、地方疲弊に対する対策であり、また教育に対する支援の両方の意味を持っております。

具体的には、高等教育機関は大学と4年制、5年制の高等専門学校及び専門学校に通う扶養家族を対象といたします。自宅から通う学生と比較しますと、違いというのは住宅費、住居費と光熱費の部分でございますから、控除の上限といたしましては、これは想定ですが、子ども、学生寮に住んでいる者は6万円、下宿、アパートに住んでいる者は12万円を上限として、これは1ページ目に記載しておりますけれども、家賃、光熱水費の平均額が大体4分の1程度ですので、これを控除の上限として確定申告で領収書を添えて、その分控除するという形をとりたいと思います。

所得制限を設けます。これは1,500万円としたいと思います。高いと思われるかもしれませんが、ある程度収入がある家庭ほど教育にお金をかけるところがありまして、子どもを2人、3人と都会に出すと、かなり苦しく消費も差し控える傾向がございます。ですので、所得制限は1,500万円としたいと思います。

国民新党といたしましては、去年、子ども手当を創設するときに我が党の代表が申しましたけれども、所得制限というのは検討してもいいのではないかと思います。その所得制限をどこに引くかというのは今後の議論かと思っておりますけれども、例えば子ども手当の所得制限を800万円ですとか1,000万円のところにしておいて、ただし仕送り減税に関してはもっと高いところ、1,500万円に設定するというような方法もあるかと考えております。

次に第一次産業促進税制について御説明いたします。これは、ちょうどTPPですとかEPA交渉の話が出てまいりまして、政府としても農業支援対策に今、力を入れているところかと思っております。農業に限らず、第一次産業、林業はまた性質が違いますけれども、農業とか漁業というのは、不作であったり、豊作であったり、豊漁であったり、不漁であったり、季節性・年度性における年間所得の変動が大変激しい分野です。ですので、この業種に関して、特別に税率を設定してもよいのではないかと思います。具体的には中小法人、資本金1億円

以下の法人に対する法人税率を参考にさせていただきたいと思います。

今、中小法人は単年度 800 万円以内の所得であれば 22%の税率ですけれども、800 万円を超えると 30%になります。けれども、これを 22%でそろえるか、あるいはもう少し低い税率を設定してよいのではないかと思います。実際に中小法人のうち、欠損法人が 71.7%ですから、この税率を下げしてほしいという要望はあるわけで、少なくとも第一次産業に関する法人、それを専業とする法人については 22%にそろえる、あるいはもう少し下げるということを政府に要望いたします。

以下の税制につきましては、政府、各省庁から要望があるものでございます。金融証券税制に関しては、この税調でさんざん議論がございましたけれども、いつか本則に戻すとしても、今ではないだろうという認識でございます。いろいろなエコポイントですとかそういうものが打ち切られる中で、来年景気は大変厳しいと思います。また、どの層がこの制度を使っているかという議論もございましたけれども、仮に年金所得者が貯蓄から投資に移っていると、年金所得者を無視していいかといったらそういうことではないので、やはり少しでも投資を広げていくという意味で、今年はまだ延長をすべきだと私たちは考えます。

次の「光の道」推進税制は、今、インフラが 90%まで導入できているということですが、残りの 10%の部分でいわゆる過疎地ですとか、離島が残っています。こういった離島、過疎地ほど、例えば病院、診療所ですとか、こういうところに光通信が導入されれば、遠隔治療の機械を入れることができたり需要がございますので、こういったところに「光の道」を導入する、そのインセンティブとなるように「光の道」推進税制を国民新党としては要望したいと思います。

次はナショナル・トラスト活動促進税制。これも環境省から挙がってきているものです。ちょうど COP10 がございましたけれども、生物多様性、保全をするということに日本としても名古屋議定書で力を入れて宣言をまとめたわけですから、この分野に力を入れていただきたいと思います。

また、今、外資が森林を特に北海道などで買収したりしている。それが少しずつ報道されるようになってきております。これに関しては、規制する法律も必要だと思いますけれども、ただ、民間の活動も促進したいと思いますので、ナショナル・トラスト活動において、固定資産税や不動産取得税を非課税とすることを要望したいと思います。

これと併せまして、もう一つ、環境省の方から、これも COP10 がらみで生物多様性保全地域の物納を可能とする制度について要望が出ているかと思います。国立公園特別保護地区等の生物多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置もセットで要望したいと思います。

以下、「『ゆうちょ』・『かんぽ』の業務委託にかかる消費税の非課税化」もずっと総務省から継続で要望しているものですが、これは民営化法案で見落としてしまっていた部分だと思いますので、引き続き要望をしたいと思います。

航空機燃料税の引き下げ。肉用牛。これは口蹄疫対応ですが、特例措置の継続も要

望したいと思います。

時間がございませんので以上で終わります。ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。御要望も踏まえて税調における審議を進めてまいりたいと思います。ただいまの御説明について、御質問、御意見等があればどなたからでもどうぞお話しください。

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

本日御提案いただきました各項目についてはそれぞれ論点があると考えておりますが、詳しく説明をいただきました仕送り減税について一言申し上げます。

まず、子どもがどの学校に行くか、あるいはどのような習い事をするかなどについては、それぞれ家庭の考え、方針によって選択されるものだと思います。したがって、そうした家庭の個別の選択を税制としてどう受け止められるか。税制で対応できる問題なのかという論点がまずあると思います。

また、税額が10万円以下の方は、納税者のうち約6割を占めております。また、税額が5万円以下の方が納税者の約3割。更には税金を払っていない人がいる中で、比較的多くの税金を払っている家庭のみを支援することにこの制度はなっているのではないかと考えております。

一方、大学生については、教育費等のかかり増しを考慮して、特定扶養控除が設けられております。更に教育費に関する支援としては、高校無償化や奨学金などもあることとの関係も整理しておかないといけないと思っています。

別居の老いた親御さんなどに仕送りを行っている納税者とのバランスを考えたり、また私立大学や医大など高額な学費を要する大学生を抱える納税者とのバランスなどをどう考えるかということもあろうかと思えます。こういった様々な論点がありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

これは特定扶養控除が廃止される場合、その代替策として考えております。特定扶養控除に関しては、例えば高卒で働く人もいるわけですし、必ずその年齢層にお金がかかるということではないので、むしろ具体的に支出のある世帯を応援しようということでこの制度を考えております。

○尾立財務大臣政務官

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

今の御意見を聞かせていただきましたが、仕送り減税で大体どのくらいかかるかというごく大雑把な数字でよろしゅうございますが、教えていただきたいと思います。

○亀井国民新党政調会長

減税額ですけれども、ざっとした計算ですけれども、1,100億円程度かと思います。これは対象学生数280万人、その4割が自宅外通学者として、その7割がアパート等に住んでいると仮定して、控除額をそれぞれ12万、6万、所得制限1,500万という前提で計算して1,100億円程度と考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

御丁寧にありがとうございます。私の方から金融証券税制なんですけど、今ではない、来年が厳しいので今年は延長すべきだというお話だったと思うんですが、御党の代表である亀井静香先生が大臣であられたときに、23年末で時限を切って、24年からISAを入れるということでこの措置については本則に戻すということで合意したはずだと思っているんです。ですから、今すぐこれが切れるわけではなくて、24年からということでございますので、念のために申し上げたいと思うんです。

○亀井国民新党政調会長

そうなんですけれども、ISAの導入を遅らせても、こちらをしばらく延ばした方が経済対策としては効果があるという考え方でございます。

○五十嵐財務副大臣

そうすると、お考えが変わったということなんですね。

○亀井国民新党政調会長

経済情勢を見て我が党の考え方は変わりますので、そういうことでございます。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

最初の投資減税で研究開発の税制の拡充・延長・恒久化は大賛成です。こういう意見は現場の経営者、企業、研究開発に携わっている方も非常に多いと思います。

あと、今の仕送りということなんですけど、「大学等の」と書いてありますが、私などは大学院、これは成年扶養ということで、それを云々ということが今議論されているんですけれども、大学院に行く負担も非常に親として負担している家庭は現にあるわけで、ここも含めて考えていただけるといいのではないかと。

ナショナル・トラストというのは、どちらにしても貿易の自由化という方向にいかざるを得ないわけですから、恐らく直接所得補償がどうなのかとか、それだけでどうなのかとかという議論が出てくるんだと思います。こういうナショナル・トラスト的な農業とかそういう

ことの振興というか連携というのには必要ではないか。これも賛成です。具体的な設計は難しい。これからどう考えるかだと思います。

○五十嵐財務副大臣

第一感として、1,100 億円もかかるのだったら奨学金の方が安上がりになるのではないかなと思うんです。

○亀井国民新党政調会長

詳細な試算は文科省の方をお願いしたいと思ひまして、私たちはかなりざっくりと計算いたしました。

○笹木文部科学副大臣

言われたので返しますが、そういう予算措置が可能ならば何の問題もないわけで、こういう細かいことを言う必要は全然ないわけで、そういう状況がどうかということも含めて是非判断していただきたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

予算措置の代償措置ということでありましたら、これは波及が大きいですし、予算措置の方がむしろ安上がりだということで、減税措置も予算措置とは同じで、得べかりし税を使うということであれば、これは支出と同じ効果があるんだと思ひます。

○亀井国民新党政調会長

すみません。先ほどの御意見ですけれども、大学院に関しては、教育機関というよりも研究機関という位置づけをしておりまして、それで含めなかったという背景がございます。私たちとしても、いきなり大きなものをどんと導入するつもりはないので、まず小さく始めようということで大学までとしております。

そして、民主党から怒られそうですけれども、私たちは子ども手当の所得制限もあってよいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

奨学金の話が出ましたので、現実だけお伝えしたいと思ひます。御省所管の日本学生支援機構、独立行政法人が奨学金事業をやっております。平成 22 年度予算で、対応人員 118 万人、事業費が 1 兆 55 億ということで、無利子の方が親の所得が 998 万円以下、有利子の場合は 1,344 万円以下の方々には適用されるということで、若干条件がありますので、申請したけれども、不採用になった方たちの割合を見ますと、2%ぐらいなんです。ということで、相当これは利用されているものだし、予算もあるということだと思ひますので、しっかりこれを使っていただいて。

○笹木文部科学副大臣

一応お答えしますと、では他の国に比べての比較でどうなのか。これはまた材料を出します。そこでこの 10 年間で劣化をしているという現実を是非見ていただきたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

余りここで議論するつもりはなかったんですが、2回にわたって子ども手当の所得制限をおっしゃいましたので、一言言わざるを得ない。

私たち民主党は、子どもには全部平等にしっかりと手当を出す。それは税制で所得の格差には対応するというので、高額所得者へもう少し出していただくとか、所得の再分配機能を図ろうとしておりまして、諸外国を見ても先進国のほとんどは子ども手当には所得制限はかけておりませんので、私たちはそういう考え方で、前回子ども手当のときも散々そちらへ伺って議論させていただいたので今日は余り言うつもりはなかったんですが、2回おっしゃいましたので、1回ぐらいお答えします。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

絶対おっしゃるだろうと思っておりました。今、ここで反論するつもりはございませんけれども、哲学が違うということで前回も物別れでしたので、ここで終わらせておきたいと思えます。

また、御参考に、これは教育支援とともに、先ほども地方に対する支援であると申し上げました。ちなみに、大学数は全国で778校ありますが、このうち28.8%、224校が東京、神奈川、千葉、埼玉に集中しています。また、16.5%に当たる128校が大阪、京都、兵庫に集中しています。これが教育機関の偏在の現実です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、今日のところはここまでとして、引き続き今後検討させていただきたいと思えます。

次に、1次査定案に移ります。尾立政務官、逢坂政務官から要望項目の1次査定案について、C、Dとなったものを中心に御説明をいただきたいと思えます。

最初に尾立政務官からお願いします。

○尾立財務大臣政務官

まず、皆様方にはいろいろ折衝で御協力いただきまして、ありがとうございます。

お手元の「平成23年度税制改正要望項目一覧」という、少し分厚い資料でございますが、お手に取っていただければと思えます。私の方では、今、お話がございましたように、C、Dとなっておりますものを中心に御説明をさせていただきたいと思えます。

5ページをおめくりください。7番の地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置の要望でございますが、既に適用実績が把握されておらず、有効性の観点から問題である旨を指摘しておりますが、いまだ適用実績を把握するための具体策が示されておられません。そういう意味で、1年延長しても事情は変わらないものと考えられ、認めることは困難であ

ると判定をさせていただきました。

次に、7ページを御覧ください。捜査特別報奨金の非課税要望でございますが、捜査特別報奨金は法律に規定されるなど、警察庁の政策体系の中で緊要性の高いものとして明確に位置づけられておらず、受け取る側からすればあくまで謝礼金であり、一時所得とされている他の謝金・礼金と何ら変わるものでないことから、Dとさせていただきます。

次に、8ページを御覧ください。上場株式等の軽減税率の延長要望でございます。これもたくさん議論させていただいておりますが、10%の軽減税率は平成15年度改正において、当時の景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応するため時限的な市場対策として導入されたものであります。前回延長時の株価や各種経済指標との比較でも現在の状況は大きく改善しております。また、20%本則税率化した上で損益通算の範囲を拡大し、リスク軽減をして、投資環境の向上をさせる方向に進めるべきであること。更に、平成24年からは軽減税率の廃止に併せて日本版ISAを導入することなど、合理性・有効性・相当性のいずれの面からも問題があるため、Dとさせていただきます。

次の2の、イスラム金融に関する所要の税制措置のうち(4)でございます。特定目的信託が発行する社債的受益権について、信託財産の買戻しに係る登録免許税を非課税とすること。このような要望でございますが、現在、類似の非課税規定はなく、課税の公平上問題があることから、認められません。

次に、9ページをおめくりください。4の特定口座の利便性向上に向けた所要の措置の要望のうち(1)相互会社の株式会社化に伴い取得した上場株式については、適正な課税を担保する仕組みを入れることに同意いただけませんので、Dとさせていただきます。

5で、協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化でございますが、本措置の適用を受けない中小企業や他の金融機関との公平性・中立性の観点から合理性に問題があり、少なくとも割増率の引下げを行うことが延長の前提でございます。

6の、特定目的会社の登録免許税の特例措置の延長等でございますが、本特例は昨年度の税制改正において適用状況の検証が宿題とされたものです。検証の結果、10年近くの間、適用実績がなかったことが判明し、合理性・有効性に問題があるため、認められません。

7で、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げでございますが、主に金融機関を含む特定業種が受益するものと考えられ、公平性・中立性の観点から問題があります。また、見直しの検討に当たっては、金融機関だけでなく全業種への影響を勘案する必要があると考え、Dとさせていただきます。

次は、12ページをおめくりください。18番の、日本版ブランド・ギビング信託に係る税制上の特例措置の創設要望ですが、金融庁において信託の事前審査や適正な運用のための監督スキームを設けることが必要ですので、Cとさせていただきます。なお、スキームが構築された場合でも、譲渡所得の非課税要望と寄附金控除の対象法人以外の法人への寄附に係る要望は、所得税の原則及び寄附金税制の枠組みを大きく逸脱するものであり、認められないということでございます。



次に、13 ページをおめくりください。1 番目の「光の道」推進税制の創設要望でございますが、これは昨年廃止された特定電気通信設備等の特別償却制度の大幅な拡充要望であり、租税特別措置の見直しの観点から大きな問題があると考えております。また、本要望の政策目的は超高速ブロードバンドの利用率向上ですが、電気通信事業者やアプリケーション開発業者を支援する内容となっており、目的と手段の整合性が取れておりません。

2 の、通信用設備等に係る法定耐用年数の短縮でございますが、法定耐用年数については平成 20 年度改正で減価償却資産の使用実態を踏まえた大幅な見直しが行われたばかりであり、その後の大きな状況変化もなく、また耐用年数と使用実態の乖離を示す十分なデータも示されていないことから、現時点で見直すのは適当ではないと思っております。

3 の、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長で、この制度は創設から長期間、40 年にわたって措置されていますが、過疎地域は全国の面積の 57.3% を占めているにもかかわらず適用実績は低調であり、少なくとも対象事業の見直しが必要であると考えております。

4 の、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長で、これも長期間にわたり措置されており、適用実績は僅少であり、有効性が認められません。また、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域に係る本措置類似の措置については、適用実績僅少を理由に廃止要望が出されており、本措置のみを延長することは政策的な整合性が取れないと考えて、問題であると思っております。

14 ページをおめくりください。6 の、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設要望でございますが、消費税は消費全般に広く公平に負担を求める税であり、産業政策的な観点から特定の産業や企業の税負担を軽減する例外措置は設けられておらず、要望内容は消費税の根本的な考え方に反することから、認められないと考えております。

次に、飛びまして 20 ページをお願いいたします。6 で、日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の抵当権の設定登記等に係る税率の軽減で、これも 30 年以上の長期にわたる措置であることに加えて、適用実績が低調であることなどから、縮減・見直しが必要と考えております。

次は、22 ページをお願いします。6 番の、独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する助成事業に対する寄附金の税額控除の導入及び指定寄附化でございますが（2）の指定寄附化については、本事業が緊急性を要件とする指定寄附にはなじまないこと、更に当独立法人は特定公益増進法人として、既に寄附金優遇税制の対象となっており、これを活用すべきであることから、認めることは適当でないと考えております。

7 番目で、文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設要望でございますが、適用件数はわずかと見込まれることに加え、政策目的の実現に向けた手段としての確なものと言い難く、有効性と相当性が認められないと判断しております。

8 番の、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する優秀な選手・指導者を対象と

する助成事業への寄附金に係る指定寄附金制度の導入でございますが、本事業が緊急性を要件とする指定寄附金にはなじまないこと。また、先ほど述べました当独立法人も特定公益増進法人として既に寄附金優遇の対象となっており、これをしっかり活用すべきであることから、認められないと考えております。

次は、26 ページをお願いします。5 の、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設要望でございますが、持分なし医療法人への移行という本要望の政策目的の達成が、他の出資者が持分放棄に応じるかどうか依存しており、移行インセンティブが発揮されるかが他律的・偶発的であることなどから、合理性・有効性・相当性のいずれにおいても問題があり、認められないと考えております。

6 の、社会保険診療等に係る消費税の在り方の検討要望についてですが、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合の検討要望と伺っておりますけれども、具体的な内容が明らかではなく、現時点では認められません。

次に9番で、平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長でございますが、今後建設される病院・有床診療所はすべて、平成12年改正による構造設備基準を満たさなければならず、本措置による後押しは不要と考えられます。建替えには予算措置及び金融措置との重複適用が可能であり、本措置との明確な役割分担がなされておられません。

次の27ページをおめくりください。10の、療養病床の転換に係る特別償却制度でございますが、介護療養病床の老人保健施設等への転換は義務化されており、本措置による後押しは不要と考えられます。また、本措置と予算措置との重複適用が可能であり、役割分担が不明確と考えております。

次の11番で、新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長でございますが、平成21年度で本措置を適用した民間医療機関は827件中10件にとどまっており、有効性が認められません。また、本措置の適用を受けた10件すべてが全額、補助金で取得しており、存置することは極めて問題であると考えております。

28ページをおめくりください。18番の、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長でございますが、当制度は平成22年に1件の適用があるものの、平成14年から平成21年まで適用実績がなく、本制度の有効性は認められないと考えております。

次の19番で、公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長でございますが、これも適用件数が僅少であり、有効性が認められません。また、対象設備の設置割合は84.2%であり、相当進んでいること、更に、対象設備を取り付けるタイプのドライクリーニング機は既に発売されていないことから、本措置の役割は既に終えていると考えられます。

次に、35ページをおめくりください。2の、植林費の損金算入の特例でございますが、この措置は昭和58年度改正で創設され、28年間にわたって措置されているものでございますけれども、予算措置で植林費の約7割が現在補助されているため、本制度の適用実績は低調

であることから、Dとさせていただきます。

3で、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却または税額の特別控除でございますが、これは平成元年度改正で創設され、22年にわたり措置されているものの、金融措置の適用が可能であり、本制度の適用実績は僅少でございます。

次に36ページの6番で、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例で、本制度の縮減について引き続き調整が必要であることから、Cとさせていただきます。

8番目の、農地利用集積円滑化事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減でございますが、軽減額は一件当たり数千円程度と想定され、有効性が乏しいため、期限どおり廃止すべきと考えております。

次の37ページをおめくりください。11番で、卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却または税額の特別控除でございます。適用見込みが僅少であり、有効性が認められません。また、予算措置や金融措置の適用が可能であり、まずこれらを有効活用していただくべきと考えております。

13番で、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に基づき農林漁業者等が組織する株式会社の設立等登記の税率の軽減措置でございますが、登録免許税の性格上、本要望のような特例を仕組むことは困難であり、また、有効性・相当性に問題があり、認められないと考えております。

38ページの15をお願いいたします。特定地域における工業用機械等の特別償却で、これも適用実績が極めて僅少で、予算措置と金融措置の適用が可能であるので、まずこちらを活用していただきたいと考えます。

18番をお願いします。特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例でございます。国土交通省主管ですが、漁船については対象資産の要件の見直しを行うべきと考えております。

40ページをお願いします。28で、信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減で、これは41ページでございます。29、30と同じ説明をさせていただきますが、制度創設以来、これは昭和48年でございますけれども、長年にわたって単純延長されてきた措置であることに加えて、担保力のある者とならない者との間の資金調達面での格差を助長するものとなっていることなどから、有効性・相当性に疑問があり、縮減・見直しが必要と考えております。

次は、50ページをお願いいたします。9番で、事業再生に資する貸倒要件等の見直しの(2)で、オーナー株主が、株主責任の一環として再生会社に私財提供をした場合のみなし譲渡所得課税を非課税とする要望でございますが、これは主に上場会社が上場したままで事業再生を図るケースを想定しており、そうした企業のオーナー株主が経営者責任履行のために株式を無償譲渡する場合の非課税措置は他の一般的なケース、すなわち損害賠償責任等を履行するために資産を譲渡した場合と著しくバランスを失するものであります。したがって、本要望のケースに税制上の特例を特に講じることについては、国民の理解が得られるのかと

いった相当性の観点から問題があり、Dとさせていただきます。

51 ページをおめぐりください。13 で、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減で、これも先ほどお話ししたとおり、本特例は40年の長期にわたる措置であることに加えて、担保力のある者とない者との間の資金調達力面での格差を助長するものとなっていることから、縮減・見直しが必要と考えております。

次に、54 ページをお願いいたします。26 で、企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却で、これも適用実績が目標数に比べて低調であり、大半の適用対象地域で実績がないことから、有効性が認められないと考えております。

あと、27～30 で、中小企業等基盤強化税制でございますが、これらは適用実績が減少傾向にあること、過去の対策として講じられた措置が長期にわたって延長が繰り返されていることなど、問題があり、認めることはできないと考えております。

55 ページの31番で、中小企業等の貸倒引当金の特例でございますが、実はこれは中小企業は対象となっておらず、公益法人や協同組合が対象となっておりますので、少なくとも割増率の引下げが必要と考えております。

32 の、商工組合等の留保所得の特別控除で、商工組合等に対しては軽減税率や貸倒引当金の特例、今、申し上げたものでございますが、それが措置されており、他の法人と比べて過度の優遇となっているため、認めることは適当ではありません。

次に、60 ページをおめぐりください。1 で、海外インフラプロジェクト準備金の創設要望でございますが、本業に係るリスクであり、基本的には貿易保険や損害保険を含む自助努力で対応すべきものであり、これらをカバーできないリスクも通常のビジネスリスクの範囲内であるため、税制措置を手当てする合理性がないと考えております。また、策定作業中の法律案においては準備金積立てを義務化しないと聞いており、政策体系上の位置づけも不明確です。

次は2番の、工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長でございますが、有効性・相当性に問題があり、単純延長は困難と考えており、国交省に対して思い切った縮減の見直し案の検討指示をお願いしております。

61 ページをお願いいたします。7 で、市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長です。これは42年という長期にわたって措置されていること、また直近5年間における適用実績はわずか1件であることから、有効性が認められません。他方、適用実績が低調であること背景には、いわゆる17号買換え特例、これは所有期間が10年以上であれば無条件に認められる買換え特例でございますが、こちらの方が幅広く活用されているためと考えておりますけれども、仮に本措置を継続するのであれば17号買換え特例を廃止してはどうかと考えております。

8 の、特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長でございます。これも27年という長期にわたって措置されていること、また適用実績は

低調であることから、有効性が認められておりませんし、また17号買換え特例、先ほどのものと同じような問題があるということでございます。

次は9の、小笠原諸島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の新設要望でございますが、適用見込みが明らかでなく、有効性が認められません。

次に62ページの10、都市再生促進税制の延長及び拡充の(1)で、都市再生緊急整備地域内で整備される建築物の割増償却、同事業のために土地等を譲渡して代替資産を取得した場合の買換え特例の延長でございますが、これも適用実績が低調であること。また、13の下に出てきますが、特定都市再生緊急整備地域に係る要望は、本措置の対象地域の一部を特に指定して新たに税制措置の創設を求めるものであることに鑑みれば、政策の優先づけを行う観点から、本措置の大幅な縮減が必要でございます。

次に11で、まち再生促進税制の延長及び拡充の(1)でございますが、これについては適用実績が著しく低調であり、認めることができないと考えております。

(2)につきましても、登録免許税の要望については、これまた適用件数がわずかであることなど、合理性・有効性に問題があるため、認められません。

次に13番で、特定都市再生緊急整備地域(仮称)に係る課税の特例措置の創設要望でございますが(1)については、本要望の対象地域は先ほど触れたとおり、都市再生促進税制の対象地域の一部であり、都市再生促進税制の低調な適用実績を踏まえれば、有効性に疑問があると考えております。また、本要望は10で触れた都市再生促進税制の対象地域の一部を特に指定して新たに税制措置の創設を求めることであることにかんがえみれば、政策の優先づけを行う観点から、都市再生促進税制の大幅な縮減が必要と考えております。

63ページをお願いいたします。16の、関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長でございますが、この制度も制度創設後24年という長期間を経過して整備目標に達している地区があること、適用実績が低調であることから、有効性に疑問があり、縮減・見直しをお願いしたいと思っております。

18で、エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却または税額の特別控除の創設でございますが、本要望の適用見込みは年間1件程度にすぎないことから、有効性はないと考えております。

64ページの20をお願いいたします。防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長でございますが、これも平成16年創設以来、適用実績がなく、有効性が認められません。廃止すべきと考えております。

21の、認定建替計画に係る事業用資産の買換え特例の延長も、今、申し上げました20と同じ理由で、Dと考えております。

それでは、65ページをお願いいたします。26で、国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度の創設でございますが、実際は船舶の特別償却及び障害者対応設備等の特別償却の償却率を引き上げるという拡充要望であり、いずれも適用実績が低調であり、見直しが必要と考えています。特に航空機については1社のみの適用であることから、認める

ことはできないと考えております。

27 で、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置、いわゆるトン数標準税制の拡充でございますが、これについては5年間で日本船籍を2倍に増加させ日本人船員を確保するという現在の政策目標を放棄することとなり、認めることはできません。制度創設から2年しか経っておらず、計画期間の途中であるため、有効性の検証もできない段階であり、まずは計画期間の終了まで事業者の取組みを見極める必要があると考えております。

28 の、特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の拡充及び延長でございますが、これは適用実績が低調であり、拡充及び延長のいずれについても有効性が認められないと考えております。

66 ページをお願いいたします。32 の、国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長でございますが、これも制度創設後45年を経過していること、適用実績が低調であることから、有効性が認められず、見直しが必要と考えております。

33 で、特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長でございますが、既成市街地等の内から外への土地等の買換え特例の延長要望ですけれども、適用実績は極めて低調で、5年間で1件だけです。そういう意味で、有効性が認められないと考えております。

次は、68 ページをお願いします。39 番の、地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備でございますが、同様の政策目的に係る補助金との明確な役割分担について説明されておらず、相当性の面から問題があると考えております。

69 ページをお願いいたします。47 の半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の拡充・延長でございますが、制度創設25年という長期間が経過しております。また、適用実績は低調であることから、有効性に疑問があり、対象業種の見直し等が必要と考えております。また、拡充要望については認められません。

48 で、離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長は、今、申し上げたものと同じでございます。

次の70ページの49で、奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長についても、同趣旨で見直しが必要と考えております。

最後になります。77ページの2で、国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置の創設でございますが、適用見込額が僅少であることや、民有地買上事業の予算を十分に確保すれば適切な対応が可能であることなど、多くの問題があり、合理性・有効性・相当性のすべてにおいて問題があるため、認められないと考えております。

最後に3の、PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却の延長でございますが、PCB、アスベストのいずれも適用実績がなく、今後も確実な適用見込みがないため、有効性の観点から問題があります。昨年の税制改正において

一定の適用見込み、これは年間10件というふうにお示しをいただきましたが、そのことを前提に1年延長した経緯にかんがみても、認めることはできないと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、続いて逢坂政務官、お願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官

逢坂でございます。よろしくをお願いいたします。お忙しい中、各府省の事務の皆さん、政務の皆さんのお力添えによりまして、大分内容が進んでまいりました。今日につきましては現時点で更に政治レベルでの調整を要するものが残されている省庁について、主なものを説明させていただきたいと思っております。

地方税については御案内のとおり課税主体が国ではございません。約1,800の自治体が課税主体でございます。そういう観点から自治体の自主性、自立性を尊重するという観点で、国の側から一方的に自治体の減収を生じせしめるようなことは、慎重にやるべきではないかと考えております。それはあくまでも原則ではございますけれども、そういったこともベースに置きながらいろいろと判断をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まずお手元の査定案の8ページをお開きください。5番でございます。イスラム金融に関する所要の税制措置については、専ら海外投資家の受ける配当を確保するために地方税の非課税措置を講ずることは適当でないため、不動産取得税についてDとしております。

7番、上場株式等の軽減税率の延長については、所得税と同様に本則税率化すべきであるためDとしております。

15ページ3番、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設については、公益法人制度の改革の趣旨を踏まえれば、公益認定基準を満たさないものについて非課税措置は適当でないためDとしております。

4番、能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の拡充において、能楽堂については既に多くの自治体において独自減免が行われているためDとしております。劇場、音楽堂については収益性があり、使用、処分等に制限がないなどの課題があるためDとしております。

20ページ16番、社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続については、今年度は存続させることとし、引き続き来年度検討することとしてGとしております。

17番、医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続については、現在対象法人の範囲の見直しについて協議中であるためBとしております。

24ページ2番、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設については、法律において県の関与が予定されていることに鑑みれば、国が一

律に措置せず、県税たる不動産取得税の減免措置を各県の判断に委ねることが適切であるためDとしております。

3番、卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特例措置の創設については、新規の特例創設要望ではありますが、実質的には昨年度廃止、サンセットした特例の拡充要望であるためDとしております。

7番、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長については、適用件数、金額ともに僅少であり、各自治体において判断することが適当と考えられるためDとしております。

28ページ5番、6番、電気及びガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更については、電気・ガス事業の特殊性、料金規制などがございますけれども、それらを考えると現行の収入金課税が妥当であり、課税方式は認められないためDとしましたが、中長期的課題として大綱に記述する方向で検討したいと考えております。

7番、産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置については、適用見込みが僅少であるほか、高度化融資の実施は市町村が判断するものであるためDとしております。

35ページ4番、特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例の創設及び14番、都市再生促進税制の延長及び拡充については、特例率や対象施設について調整中のためCとしております。

13番、国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための課税の特例措置の拡充については、国際船舶等に関しては既に大幅な軽減措置を講じているが、国際船舶に係る特例の期限が到来する平成24年度税制改正において、改めて検討してはどうかということでGとしております。

国際航空機に関しては、着陸料などに比べて既に大幅な軽減措置を講じており、これ以上の軽減は認められないためDとしております。

37ページ15番、まち再生促進税制の延長及び拡充並びに16番、認定事業用地適正計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長及び拡充については、適用件数が僅少で有効性に欠けるためDとしております。

17番、地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備については、経営が厳しい離島航路、離島路線の維持という観点から、特例率などを調整中のためBとしております。

18番、国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の港湾経営会社等が取得した荷さばき施設等に係る特例措置の延長及び拡充については、国際競争力の観点から特に強化が必要な港湾に限定するなど、対象港湾などについて調整中のためCとしております。

38ページ22番、認定立替計画に係る区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長については、適用件数、適用金額ともに僅少で有効性に欠けるためDとしております。

39ページ32番、Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の延長については、地域の活性化に資するか否かは地方団体の判断に委ねることが適切であるためDとしており



ます。

43 ページ 3 番、日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長については、1 社のみの特例であり今後の施設整備予定は 2 件のみであるため D としております。

その他の省庁の要望については政治レベルで調整する事項は残されておらず、事務レベルで引き続き調整を行いたいと考えております。

地方税の要望にない項目などについては、配付している資料の最後のページの「要望にない項目等」の一覧のとおりであり、必要な改正と考えているものでございます。

続いて、地方税について 19 日に提案をさせていただいた、期限の定めのない税負担軽減措置などの見直しについては、現在各省庁と税制改正要望と併せて議論をさせていただいているところでございます。12 月 3 日の税調における 2 次査定案の審議の際に、調整結果を併せて報告させていただく予定でございますので、御承知おきいただければと思います。

以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ただいまお二人から御説明いただきました 1 次査定案について、あらかじめ御発言があるとお伺いしている各府省の委員の方々から、順番に御意見を頂戴したいと考えております。前回まで毎回建制順で発言していただいております。毎回同じ副大臣にお待たせして申し訳ありませんので、今回は逆の順番をお願いをいたしたいと思えます。大変申し訳ありませんが、時間に限りがございますので 1 人 3 分程度で簡潔に御発言をお願いをいたしたいと思えます。

それでは、最初に環境省からお願いを申し上げます。

#### ○近藤環境副大臣

ちょっと予想をしておりませんでした。ありがとうございます。環境省税制改正要望に対する 1 次査定案について意見を申し上げます。

0 次査定に引き続き厳しい査定をいただいておりますが、いずれも深刻な環境問題を解消し、我が国の誇るべき自然環境を確保するためにも非常に重要な措置であります。中でも特に 3 点について意見を申し上げたいと思えます。

まず国税についてであります。国立公園内の生物多様性の保全上、重要な土地に関する物納制度の特例につきましては、同制度により風景地保護協定の締結を促進すること、国立公園の特別保護地区内に存在する個人所有地が、相続時に国有地化を促進することにより、適切な土地の管理を実現するため極めて重要なものであります。特にさきの COP10 において保護地区を 17% まで拡大する愛知目標が締結されており、我が国はその目標を確実に達成する責務があります。目標達成のためには個人所有者の理解をいただき、保護区の拡大を図る必要がありますが、保護区の指定により実質的に物納の道が閉ざされる等、経済的負担が生じることから、こうした土地に物納の道を開く本税制措置は所有者の理解を得るため必要と考えられます。

御指摘もありましたが、本来は買い取ることであり、買い取りのための予算をとということでもありますけれども、残念ながら三位一体改革以来非常にこの予算も限られておりまして、勿論買い取りが重要であります、一方で物納の道を開いていただくことが重要なことと考えております。

P C B汚染物や石綿含有廃棄物の無害化処理施設に対する税制優遇については、国民の危機感が全国的に高く、人の健康や生活環境に深刻な影響を及ぼし得るP C B、アスベスト処理の安全確実のため、必要不可欠な無害化処理施設の措置を後押しする制度であります。御承知のとおり昭和43年にカネミ油症事件を引き起こしたP C Bについては、これまで平成28年7月までの全量処理を定めたP C B特措法を制定し、また、昨年11月に微量のP C Bで汚染された廃棄物の無害化認定制度の対象に追加するなど、諸般の措置を講じてきたところであります。アスベストについては今後排出量の増加が予想される中で、これを安全確実に処理することは国の責務であります。

P C B、石綿の無害化処理施設の設置がようやく始まってきたところであり、まさに今後これらの税制措置が施設設置促進に必要となっているものでありますので、その動きを止めないためにも延長を強くお願いいたします。勿論、御指摘のように昨年度の実績が上がっていないという課題はあります。しかしながら先ほども申し上げましたように、地域でなかなか受け入れられない施設ということもありまして、やっとなんかここまで来ているところありますし、国の責任で28年度までに処理をしなくてははいけない。こういうところでは是非この措置の延長を強くお願いしたいところあります。

地方税についてですが、日本環境安全事業株式会社が取得するP C B処理施設に対する不動産取得税の免除につきましては、P C B廃棄物のうち特に高濃度のものについて、全国で唯一処理をしている施設に対する特別措置であります。当該措置により28年7月が処理期限である高濃度P C B廃棄物の処理体制が確立するとともに、中小企業を始めとした多くの保管事業者、約9万事業者でありますけれども、これらが保管している高圧トランス・コンデンサや汚染物など高濃度のP C B廃棄物、高圧トランス等約33万台、汚染物約3,500tをより低コストで処理できるようになります。全量処理のためにはまさに不可欠の施設であり、国として責任を持って免税措置をすべきところと考えます。勿論地方税というところがあるわけではありますが、これは地方にとっても重要な施設で、全国的にそれぞれの地方にとっても重要な施設と考えております。

その他、新たな排出ガス規制に対応したオフロード車取得に対する税制優遇内容につきましても環境行政推進のため、また、所管外ではありますが、先般も環境の面から意見を申し上げました生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設及びクリーニング業における公害防止用設備に関わる特別償却制度につきましても、環境行政推進という観点からは是非引き続き御検討いただきたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。続きまして、国土交通省、お願いいたします。

○池口国土交通副大臣

まずは座長の的確な仕切りについて感謝を申し上げたいと思います。

随時調整の結果、大分調整が進んでいるということに対して感謝を申し上げたいと思います。ただ、1次調整の結果を踏まえても、なお政治レベルでの協議でお願いしたい項目が幾つかございますので、よろしく願いをします。若干項目が多いので、項目の題だけにして中身は後でじっくり言わせていただきたいと思います。

1つは国税の7番等で、特定の事業用資産の買換え特例についてお願いをします。

2番目に国税の26番、国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度の創設、航空機についてお願いをします。

3点目に国税の27番等、トン数標準税制の拡充についてお願いをします。

4点目に国税の47番等、条件不利地域における特別償却制度についてお願いをします。

5点目に国税の53番、航空機燃料税の引下げについてお願いをします。

地方税13番、国際運輸基盤整備のための固定資産税の特例措置の拡充についてお願いをします。

地方税17番、地域公共交通確保維持改善へ向けた関連税制の整備についてお願いをします。

地方税18番、港湾経営会社等に対する特例の創設についてお願いをします。

地方税32番、Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の延長でございます。

なお、国交省からの要望項目ではありませんけれども、随時協議の場で長期保有土地等の買換え特例の話が出ました。土地デフレから脱却し経済を復活させることが政権の重要課題だと思っております。長期保有土地等の買換え特例は法人税引下げをより具体化するものでもあり、特例廃止はある意味アクセルとブレーキを同時に踏むこととなり、問題であると考えております。これ以外にも事務的に引き続き調整をしているものがありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、農林水産省、お願いいたします。

○筒井農林水産副大臣

ありがとうございます。農業基盤強化準備金等に対する措置をAとしていただきまして、ありがとうございます。これに関してだけはお礼を申し述べさせていただきます。ただ、A重油についての免税措置と子牛の100万円未満の場合の措置に関してB、Cという形で出させていただきましたが、これはいずれも農業、畜産を含めた農林漁業は今まさに生産費がすれすれの状態の中で、何とかこれでもっているという面、それでももっていないんですが、それが更に削られると大変な状態なもので、もう一度更に検討していただきたいと思います。

ちょっと性格が違いかもかもしれませんが、林業経営に関する相続税の特例措置ですけれども、これは農地に関して既にあるわけですね。なかなか後継者がいないという状況の中で後継者

を確保するための1つの手段として始まったもので、これは別に農業だけではなくて中小企業にも同趣旨の制度が広がって、林業の場合もっとその必要性というのは強いんだと思うんです。是非林業に関して、これは最悪のEという評価でございますが、是非Aの方に上げていただきたいということです。

もう一点だけ強調しておきたいのは、六次産業化に関する国税、地方税の免税措置は大した金額ではないと思うんですが、これはまさに六次産業化の法案が先日ようやく成立したばかりでございます、新成長戦略の1つの柱として取り組んでいるものでございまして、これを何か先ほどの説明ですと地方税に関しては特に各県の判断に任せた方がいいという判断でしたが、私は今日初めてここに参加したんですけれども、聞いているところによりますと、この六次産業化事業化が継続する保障がない。その担保はどういうふうにしてとるんだ。免税したところが後ですぐなくなったら困るではないかという意見も出されていたという話でございますが、まさに新しい農山漁村における新事業ですから、それが継続する担保を最初から求められても無理な話だろうと思うんです。起業を何とかリスクを少なくしながらも取り組んでいくことによって、農山漁村を限界集落からなくしていく、限界集落を解消していくという努力でございますので、是非その最初の段階においてAに評価をしていただきたい。これだけお願いをしてもう3分でしょうから、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、厚生労働省からお願いいたします。

○小宮山厚生労働副大臣

3分以内で4点に絞って申し上げたいと思います。まず最初は再三申し上げているたばこ税の引上げにつきましてはP、判断を保留するものという結果をいただいておりますけれども、これは健康の観点からも重要ですし、未成年者の喫煙防止にも有効だと考えております。このたばこ税につきましては明日12月1日の税調で時間をつくっていただいておりますので、その場で資料も提出させていただき、議論させていただきたいと思っています。

2番目は研究開発税制について、これもこれまで発言してきましたとおり、日本の製薬企業が欧米と競争をしていくためには不可欠でございますので、全体を見直すとしてもライフイノベーションの分野は重点化の対象としていただきたいとお願いをします。

次に適格退職年金について、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制措置の存続についてはG、24年度以降の検討課題、大綱に検討事項として記載という査定結果をいただいております。適年の廃止期限は23年度末であり、査定結果はやむを得ないと思いますが、税制改正大綱に検討事項として記載する際には、今回要望しております制度的に移行できない適年、これは全体の1%程度ですけれども、これについては24年度以降も税制優遇措置を存続するという方向性を、是非示してお書きいただきたいと思っています。

最後に地方税ですが、事業性について医療法人の自由診療に係る軽減措置の存続についてはB、要望内容（要件等）の見直しが適切にできれば認められるという査定結果をいただい

ています。総務省からは自由診療に係る事業税の軽減税率について、対象となる法人の範囲を狭める案を政務折衝の際にいただきましたが、協議経過の最後の段階で先日の政務折衝のときに唐突にこれが提出されたという印象を持っております。総務省の考え方は歯科や産科など自由診療の比率が高い診療科への影響が極めて大きく、健診など地域医療をよくするための重要な活動にブレーキをかけかねないものです。

党の税制改正PTの重点要望で、事業税については特に経営的に厳しい環境に置かれている歯科を始めとする診療機関に配慮しつつ、検討すべきとされたこととの整合性からも問題だと考えます。拙速な結論は医療現場に混乱をきたすことから、この点は反対を明確に表明させていただきたいと思っております。今後個別の折衝の場で重ねて議論をしたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、続きまして文部科学省、お願いいたします。

○笹木文部科学副大臣

まず国税についてなんですが、第一にブランド・ギビング信託について、これは「新しい公共」ということで、これを金融庁が中心になって今後その仕組みを検討していくということで、我々文科省も協力して進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

学校法人への寄附の税額控除の導入を認めていただいたこと、更に年末調整について、随時調整でもお話しましたが、大綱に検討事項として記載していただいて、来年度以降もこの税調において検討していただけるということで、これで一安心をしております。

研究開発税制、先ほど話題にもなっていましたが、これは是非法人税率を引き下げた場合であっても、引き続き維持・拡充をすべきだと思っております。

ほかは、事務的に調整していくべきことだと思っております。よろしく申し上げます。

一方、地方税についてですが、かなり異議があるので、そこを言わせていただきたいんですが、先週金曜日にも随時調整でお話をしていましたが、図書館、博物館、幼稚園について、これは平成20年度の国の公益法人改革に伴って、一般社団、財団法人にいかざるを得ない、そういう公益の認定を受けたくても受けられない法人に配慮するという一方で、一般法人は課税という原則を当てはめるということではなくて、移行状況や経営実態等を見て、今年度結論を出す検討課題として特別に大綱に明記されているということがあります。

文科省としては、1年かけていろいろ調査もして、例えば今、財団法人、一般社団に移行せざるを得ない博物館が29館、これは増えているんです。去年は17館だったものが29館に増えている。その中でも14館は、既に赤字だと。これは、更に固定資産税等が課税された場合、7館が更に赤字に転落すると言われております。それにもかかわらず、一般社団、財団法人については課税という原則論だけで対応することは余りにも問題が大きいと思っております。

博物館、幼稚園は法律、博物館法とか学校教育法で設置法人も限定されているし、ガバナンスもきいている。一般の社団・財団法人は、公益性が確保されている。細かいことは省き

ますが、公益並みのいろんな条件をクリアしたところということでお話もしています。是非これは3年間国が先送りしていた件ですから、本年度、総務省が是非賢明なる判断をいただきたいと思っております。

最後に能楽堂について、先ほど少しお話がありましたが、先般、片山大臣が、あのときには国宝ですとか重要文化財ということで、そういうものは原則どおりではやらないと、例外的に考えるべきということをお話されました。能楽は、重要な無形文化財なんです。今、現状はどうか。それは、例えば能楽堂を所有する10の公益法人のうちでも、7法人は赤字です。黒字である3法人はどういう実態か。実際にそこで能をされる方がボランティアでやっていると、もういろんな苦勞をしても黒字が10万とか20万の状態なんです。是非、これも総務省は2年前に理解した上で本特例措置を新たに地方税法に設けたはずですから、何としてもこれは延長を認めていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

次に総務省からお願いいたします。

○内山総務大臣政務官

総務省から3点申し上げたいと思います。まず、情報通信関係で「光の道」推進税制の創設でございます。もう何度も申し上げておりますけれども、本税制は、前政権時代のようなインフラ整備主体の措置ではなく、インフラの利用活用の向上を促進するための新たな政策として展開するものでございます。本措置の効果については、実効性を高めるため、対象分野として地域社会においてニーズが高い教育・医療・公共分野にターゲットを絞っており、広く国民の利用者の利便性に資することとでございます。国民新党さんと同じ考えでございます。

更に、これらの分野においても多くの中小事業者が存在し、地域の活性化にも貢献するものであり、地域の中小企業対策としても期待できるものでございます。

次に、郵政事業関係でございます。郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設でございます。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険は、郵政民営化法において免許条件として、継続的に業務を委託することが規定されており、他の民間金融機関とは大きく異なります。経営判断に関係なく、当該規定により金融2社の窓口業務を郵便局会社に委託することにより、消費税が課せられているという特殊な事例でございます。法律により分社化されたNTTを見ても受委託を義務づけられている例はございません。

現在、金融2社の経営は、貯金残高、保有保険件数が減少傾向にあり、両社はとても厳しい状況でございます。貯金残高で見れば260兆円、平成11年度末、これが平成21年度末では168.6兆と35%減少しています。保有保険数で見ますと8,130万件、平成11年度末、これが平成21年度末では4,465万件と45%も大きく減少しているところでございます。過疎地も含めて全国に配置された郵便局を通じて、国民生活に必要な金融サービスを今後提供していくためには、まず金融2社の経営の安定が必要であり、是非とも消費税の非課

税措置を要望するものでございます。

最後に、地方自治関係でございます。過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長でございます。本年3月末に期限切れを迎えていました過疎法については、全会一致の議員立法により、支援措置を拡充した上で6年間延長されたところでございます。今後とも過疎地域の自立促進に向けて、いっそう積極的に取り組んでいくことが必要と考えております。

こうした中、これらの税制特例措置は過疎市町村が企業誘致に当たって提示できる数少ない有効的なインセンティブとなっております。企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の拡大に資する重要な特例措置でございます。

また、いずれも過疎法に具体的措置内容が規定されているものであり、今般、2年間の延長を要望するものでございます。なお、実績のあった市町村に聞き取り調査を行ったところ、税制特例措置は企業が過疎地域に進出する際の重要な判断要素となっており、企業進出を促す有効なインセンティブになっているとのことでございました。また、過疎市町村独自の優遇措置の設定は、極めて困難であるため、税制特例措置は企業誘致等のきっかけとして大きなPR効果があるとの声が圧倒的でございます。

一方、企業が制度を知り得るためには、当該市町村の企業誘致担当課と密接な連携が必要であるため、制度の周知をこれまで以上に積極的に行う必要があります。その声もたくさんあったところであり、最後の点については今後、私どもとしても意を用いていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、金融庁からお願いをいたしますが、金融庁につきましては11月11日の税制調査会におきまして指摘がございました軽減税率のゴール・ファクト・エフェクトなどについて、御説明をいただくことになっておりますので、特別に10分間の御説明をいただくことにいたします。その後、財務省からも11日に指摘されていた点などについて、説明を求めたいと思います。

それでは、金融庁お願いいたします。

○東内閣府副大臣

座長、どうもありがとうございます。金融庁の税制改正要望項目の1次査定案を拝見し、今また改めていろいろと教えていただきましたが、前回の0次査定案で認められないとされた項目のうち、幾つかについては認められているが、依然として認められないとされている項目もありまして、今後引き続き調整をお願いしたいと思います。

今回は、以前からの懸案事項となっております、証券の軽減税率の延長要望についてポイントを絞って意見を申し上げたいと思います。

お手元にお配りさせていただいている「証券の軽減税率の延長要望に関する説明資料」に

基づきまして、この証券の軽減税率のエフェクト（効果）、またこの軽減税率の目標などについて極力事実に基づきながら説明させていただきたいと思えます。

まず、現在の経済金融情勢の認識について申し述べたいと思えますが、先ほど尾立政務官が言われましたが、リーマンショック前後に日本の金融経済状況が回復しているならば、またデフレから脱却しているならば、この軽減税率の延長は望みません。まず、そこにおける大きな認識のギャップがあるのではないかと思います。先般の税調においても、税務当局側からリーマンショック直後の経済状況と比べると、いろいろな経済指標が改善しているのではないかという御指摘がありました。本当でしょうか。

1 ページ、確かに株価を見ると、日経平均はさすがに百年に一度の危機といわれたリーマンショック直後の水準から幾分回復してきてはおりますが、リーマンショック直前の水準と比較すると回復はまだまだの状態です。8割です。

一方、TOPIXはほとんど回復していない。名目GDPや実質GDP、失業率に至っては、リーマンショック直前はもとより、リーマンショック直後と比べてもいまだに低い水準にとどまっていることに是非御留意願いたいと思えます。

2 ページ、足元の基調について言えば、10月に引き続き11月の月例経済報告においても、更に先行きが下方修正されている。また、IMFによる世界経済見通しにおいても、日本の来年の経済成長率の見通しは、時を追うごとに下方修正されているところであります。なお、11月2日に、先ほど野田財務大臣がいらっしゃいましたが、財政演説においても景気が更に下押しされるリスクが存在する旨、述べられているものとは承知いたしております。

3 ページ、証券の軽減税率の効果、すなわちエフェクトや廃止のインパクトについて申し述べたいと思えます。個人株主数の推移をグラフに表したものです。左のグラフは延べ人数、右のグラフは一定の仮定を置いて実数を推計したものでありますが、いずれも右肩上がりで着実に上昇して、個人株主数は軽減税率の導入前に比べて3,400万から4,479万、3割弱増加しているところです。

4 ページ、これは主要証券会社16社の特定口座数の推移をグラフにしたものです。

5 ページ、東証一部の日平均売買高の推移をグラフに表したものであります。いずれも軽減税率導入後、右肩上がりで着実に上昇しているところであります。

このような資料を総合的に勘案しますと、私たちといたしましては、証券の軽減税率は個人投資の拡大に相当な効果があったと言えるのではないかと思います。

一方で、証券の軽減税率は、投資の拡大に本当に効果があったのかという御疑問も寄せられております。

6 ページ、個人金融資産に占める株式・株式投信の割合の推移をグラフに表したものであります。これを見ると、確かに軽減税率の導入後、一時は割合が増えたものの、直近を見るとそれほど割合が増えているとは言えない。これをどうとらえるかということではありますが、先ほど見ていただいたように、個人投資家の総数が軽減税率の導入後、3割弱増加していることと合わせて考えると、株価が低迷し所得も減少する中、一人ひとりがリスク資産である



株式・株式投信の割合を相対的に減らしつつも、軽減税率の導入によって個人投資家が増加していることによって、全体として個人金融資産に占める株式・株式投信の割合が微増になっていると言えるのではないかと思います。

次に仮に軽減税率を廃止した場合に想定されるネガティブインパクトについて申し上げたいと思います。7ページを御覧いただきますと、前回税務当局側からは、イギリスの例を見るとキャピタル・ゲイン税率引上げ前後で、株価が他国に比べて下落した事実はないとの説明がありました。前回申し上げましたけれども、他国との比較はともかく、5月11日の引上げ発表後、そして6月22日の具体的な引上げ策の発表後、いずれ株価が大きく下げていることは事実です。

8ページ、特に出来高については、引上げ発表前、引上げ実施前と直近とを比べると、1か月平均を取っても直前5営業日平均を取っても、いずれも大きく減少し、いまだに回復していません。更に税率引上げのタイミングも考慮する必要があると考えられます。

9ページ、イギリスでキャピタル・ゲイン税率の引上げが発表されたのは、株価がリーマンショック直前の水準まで回復していたときであるのに対して、我が国の株価は日経平均が1万円をようやく超えた直近でも、リーマンショック直前の8割弱までしか回復していない状況であります。TOPIXに至っては、直近でもリーマンショック直前の7割までしか回復していない状況です。

10ページ、税率引上げの内容が異なる点についても考慮する必要があると考えられます。イギリスのキャピタル・ゲイン税率の引上げは、単一18%から28%の2段階、つまり18%から28%へ上位の階層を設けたのみであるのに対して、我が国は仮に本則税率に戻した場合、すべての投資家に対して税率を10%から20%引き上げることとなって、税負担が2倍に増加することとなります。このように、適用者数もその経済の影響については全く異なるということをおし上げておきたいと思います。

なお、御参考までに近年税制改革法を成立させましたドイツの例を紹介しておきたいと思います。

11ページ、長期キャピタル・ゲインについては、従来の非課税から税制改革法によって26.375%の税率が課されることになりましたが、その前後の個人金融資産に占める株式の割合を見ると、2007年6月末の8.5%から2009年12月末には4.1%まで大幅に下落しています。

12ページ、これは、日本証券業界のアンケート調査であります。証券の軽減税率が廃止された場合、左のキャピタル・ゲイン課税についても、右の配当課税についても、ほぼ半数の投資家が投資方針にマイナスの影響があると回答しています。現に投資を行っている人たちです。これからやりたいという人たちは、ここに含まれていません。現にやっている人たちです。

また、それらの人々に今後の投資方針への影響を問うたところで、複数回答ではありますが、約3割の投資家が新たな投資に慎重になる、2割強の投資家が投資をやめる、または減

らす。1割強の投資家が売却すると回答しています。仮に軽減税率が廃止された場合の影響について、量的にお示しすることは困難であります。このような調査結果を踏まえれば、明らかに個人投資家の株式売却を促進する効果をもたらす、我が国経済に対してネガティブインパクトを与えるものと考えられます。

先般、税務当局から、また先ほども尾立政務官からもお話がありましたが、損益通算の範囲の拡大と日本版ISAによる非課税制度の導入を同時に行えば、軽減税率廃止のネガティブインパクトは相殺されるのではないかと御指摘もありました。

13 ページ、証券の軽減税率と日本版ISAの税収面での比較であります。証券の軽減税率廃止による投資家の負担増が1,260億円であるに対して、日本版ISAの減税額は初年度で88億円、3年後の平均ベースでも264億円となっています。

14 ページ、証券の軽減税率と損益通算の範囲拡大の税収面での比較であります。損益通算の範囲拡大に伴う減税額は、預貯金、公社債投信・債券まで、損益通算の範囲を拡大しても、御案内のとおり52億円となっております。このように、証券の軽減税率廃止に伴う個人投資家の負担増は、日本版ISAの導入や損益通算の範囲拡大の減税額とはケタが異なることに、是非御留意いただきたいと思っております。

また、仮に損益通算の範囲を拡大する場合、システム開発期間として損益通算の具体的な内容が固まってから、少なくとも2年間必要であることについても御留意願いたい。この点に関して、税務当局側からは、いまさら2、3年かかるから待ってくださいというのはいかかなものかとの御指摘もありました。皆様方御自身で是非専門家に聞いていただければありがたいことですが、システム投資は巨額の投資が必要となるため、たとえ金融課税一体化の方向性が示されたとしても、いまだ法律化されておらず、具体的な中身も固まっていない段階において、システムの開発を開始することは事実上無理とのことであります。このような事情を何とぞ御理解していただきたいと思っております。

次に、証券軽減税率は金持ち優遇になっているのではないかと御指摘について述べたいと思っております。既に御承知のとおり、現行税制においても、非公開企業の株主や上場企業の大個人投資家5%以上保有に対しては、配当所得に係る軽減税率の適用はなく、総合課税の対象として累進税率が適用されているところです。すなわち本当の金持ちについては、既に現行税制上一定の手当てがなされていると考えております。

15 ページ、個人投資家の年収別割合を見ると、個人投資家の46%が年収300万円未満、約7割が年収500万円未満、約9割が年収1,000万円未満の人々で構成されています。

16 ページ、これも前回御説明させていただきましたが、総務省の家計調査によれば、軽減税率導入後、株式・株式投資信託の保有額の伸び率が高いのは、高所得者層ではなく、中低所得者層となっております。これを総合的に勘案すると、必ずしも金持ち優遇という御指摘は当たらないのではないかと考えます。

これに対して、中低所得者層の多くは、所得は少なくとも資産を持っている高齢者ではないか。また、年金生活者は所得代替率が上昇しているとの御指摘もありました。これは高齢

者は、見かけ上フローの所得は少なくとも、資産を持っているので一種の金持ちであり、担税力、すなわち税金を負担する力がある。このため証券の軽減税率を適用する必要はないのではないかという御指摘であると思われる。この御指摘に関しては、高齢者かどうかにかかわらず、第1階級から第3階級に属する人々は、事実として金融所得も含め相対的に所得が少ないことを指摘しておきたいと思います。

次に中低所得者に高齢者が多いかどうかであります。16ページの中段を御覧いただきますと、確かに最も所得が低い第1階級に属する人々の平均年齢は62.2歳、全世帯平均の55.7歳を大きく上回っておりますので、高齢者が多く含まれていることは事実だと思われ。ただし、一方で証券の軽減税率の導入後、株式等の保有を大きく伸ばしている第2階級や第3階級の平均年齢を見ると、第2階級は全世帯平均よりやや高年齢となっておりますが、第3階級は平均よりもむしろ若年例となっております。

17ページ、金融広報中央委員会が実施した調査によれば、60歳代については5割前後の世帯が1年前と比較して金融資産残高は減少したと回答しております。また、老後の生活の主な収入源等については、4割～5割の世帯が金融資産の取り崩し、ストックを取り崩していると回答しています。このような実態を踏まえれば、所得は少ないが金融資産を相対的に多く保有する高齢者を仮に想定するとしても、そうした方々に担税力があると本当に言えるのか大いに疑問を感じざるを得ません。なお、金融資産を有する引退世代の大半は、フロー所得ではなく現役世代から所得税を支払った上で、少しずつ貯蓄して、また給与の後払いである退職金を受け取って、その結果として金融資産を有しているものと考えておくことも留意が必要ではないでしょうか。

18ページ、特定口座の新規開設者の年収区分と年齢構成比をグラフに表したものであります。これによると、特定口座の新規開設者の約6割が年収500万円以下であります。また、年齢構成を見ると、約18%が29歳以下、約24%が30歳代、すなわち4割強が30歳代以下で占められております。これを見ると、軽減税率の導入後、相対的に年収の低い人や若い人たちが新たに参入してきていると言えるのではないのでしょうか。

最後に、ゴール、すなわち証券の軽減税率がいつまで必要と考えるかについて述べたいと思います。19ページ、今後の経済金融情勢はいかにあるか。我々としては、証券の軽減税率については、デフレからの脱却が確実と見込まれるような状況になるまでの、ある程度まとまった期間がどうしても必要だろうと考えております。消費者物価指数のコアで言うと、今マイナスの1%です。いずれにしても、デフレからの脱却を最重要課題に掲げる菅内閣において、証券の軽減税率の延長は是非とも必要な政策であること。このような経済情勢の下で、仮に証券の軽減税率を廃止したりすると、政策の整合性、デフレ脱却にける菅内閣の姿勢が根本から問われかねないことを指摘いたしまして、ちょっとオーバーしてすみません。私の説明を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、続いて財務省からお願いします。

○尾立財務大臣政務官

東副大臣には、データに基づき詳しい説明をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、11日の税制調査会で金融証券税制について御議論いただいた際に、質問、御意見等をたくさんいただいておりますので、本日は、私の方から御質問等に関するデータをお示ししたいと思います。

横書きの「個人所得課税（金融証券税制）」という資料を御用意いただければと思います。

まず、1ページを御覧ください。今後の金融所得課税の一体化のイメージを示したものです。

11日の税制調査会でもお示ししましたとおり、23年度改正では、軽減税率を現行法どおり、本則税率20%に復帰させた上で、24年以降、順次損益通算の範囲を拡大してはどうかと考えております。

前回、これをお示しした際には、24年1月から、すなわち今から1年1か月後のことですが、軽減税率を現行法どおり、本則税率20%に復帰させることについて非常にマーケットにネガティブインパクトを与えるとの懸念が示されました。

それに関しては、前回も申し上げましたとおり、税率をそろえた上で、損益通算の範囲を拡大することが、投資家にとってのメリットは大きいものと考えております。

この点は、金融庁の金融税制研究会におきましても、多くの有識者が述べられていると承知しております。また、後ほど詳しく説明いたしますが、20%本則税率化と併せて導入する日本版ISA、すなわち少額投資に係る配当・譲渡益の非課税措置により、少なくとも約6割の投資家にとって10%の軽減税率よりも更にメリットが大きくなります。

こうした制度改正を行うことは、全体としてマーケットに対してプラスのメッセージになると考えており、むしろ一般的に政策税制措置を見直すこととしている中で、1年以上先の経済に対する漠然たる不安感に基づいて軽減税率を延長し続けることは適切ではないと考えております。

また、一体化の対象として、預金利子などについてどう考えるのかとの指摘もございました。この点については、このページの一番下を御覧ください。

預金利子などについても損益通算を拡大する対象として検討していくべき課題であると認識しております。

一方で、銀行界にはシステム開発や事務負担などへの懸念など、克服すべき実務上の論点があると伺っており、今後の課題として金融庁と協議を行ってまいりたいと考えております。

2ページ以降では、前回の御質問等に関するデータを整理しております。その中で、大きく4つの点について御説明したいと考えております。

第1は、日本版ISA導入の影響をデータによりお示しすること。

第2は、株式保有の実態について、第3は、税率の引上げによる影響などであります。

最後に、前回の御説明に若干の追加をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、日本版 I S A 導入の影響について説明いたします。2 ページを御覧ください。

いわゆる日本版 I S A の概要です。22 年度改正を踏まえ、既に法令上の措置もしているものですが、非課税口座で保有する上場株式等の配当譲渡益について、最大で元本 300 万円まで、最長 10 年間非課税とするものです。これによる減収額は、平年度ベースで 198 億円と試算しております。

前回金融庁からは、日本版 I S A の減収額が軽減税率の廃止による増収額よりも大幅に小さいため、納税者や経済に対するインパクトが全く異なるとの指摘がありましたが、3 ページ目以降で説明するとおり、日本版 I S A により、多くの投資家にとって現在の軽減税率よりも更に税負担が軽減されることとなります。

次に 3 ページを御覧ください。

これは、株式を保有している人、証券を保有している人について、その保有額の分布を示したものです。

御覧のように、株式等を保有している人のうち、少なくとも約 6 割の人は日本版 I S A でカバーされる 300 万円よりも保有額が小さいことがわかります。

また、300 万円を超える額を保有する人でも、元本 300 万円までは日本版 I S A を利用することが可能となります。

例えば元本 600 万円までであれば、そのうち半分の 300 万円分については、非課税になりますので、残りの半分にかかる税率がたとえ 10% から 20% に戻って 2 倍になっても、トータルとしての税負担は今と変わらないという見方もできるのではないのでしょうか。

したがって、多くの人にとっては、日本版 I S A による非課税措置によって、現在の軽減税率 10% よりも更に税負担が軽減され、軽減税率廃止の激変緩和効果が期待されることは明らかでございます。

次に 4 ページを御覧ください。

これは、株式を保有している人について、年収別に株式の保有額を見たものです。年収別に見ますと、年収 1,000 未満の場合、約 7 割の人が保有額 300 万円未満であり、日本版 I S A による非課税措置によって大半の人がカバーされていることとなります。

また、これを見ますと、年収が低い人でも、比較的多くの保有額となっておりますが、これは後ほど御説明しますとおり、年収は低くても一定の資産を既に形成した人が多いことによるものと思われます。

次に 5 ページを御覧ください。

日本版 I S A について、個人投資家に対するアンケートの結果を示したものです。日本版 I S A について「利用したい」「まあ利用したい」という人は 43.5% であり「あまり利用したくない」、「利用したくない」の 17.6% を大きく上回っており、多くの投資家が日本版 I S A を利用したいと考えていることがお分かりになっていただけたと思います。

以上、御説明したとおり、日本版ISAは、多くの個人投資家にとって10%の軽減税率よりもメリットがあり、軽減税率を廃止した際の激変緩和の効果も十分期待できると考えられます。

次に、株式保有の実態について御説明をいたします。6ページを御覧ください。

これは、フローとしての収入階級ごとに株式等の平均保有額を示したものです。前回の議論で、金融庁からは中低所得者層の株式の保有高が伸びているとの説明がありました。

点線で囲んでいる部分を御覧いただきますと、中低所得者の中でも勤労者世帯と、それ以外を含めた全世帯とで大きな差があることが見て取れます。これは、中低所得者の中でも株式等の保有額が大きいのは、勤労者以外の世帯であり、一定の資産が既に形成されているような世帯であることを示していると考えられます。

次に7ページを御覧ください。

これは、株式等の平均保有額を世帯主の年齢階級別に示したものです。御覧のとおり、一定の資産を形成されている高齢者の保有額が大きくなっており、前のページで御説明したことを裏づけているものと考えられます。

次に税率引上げによる影響などについて御説明します。8ページを御覧ください。

内閣府が行った調査結果では、株式投資を行いたいと考える理由として、株式投資に関する税制上の優遇措置があるからを挙げた人は6.1%にとどまっており、上から13番目となっております。

次に9ページを御覧ください。

これは、個人の金融商品の選択に対する意識についての調査結果を示したものです。金融商品の選択に当たり、安全性を重視する人が多いことが見て取れます。これを踏まえ、金融商品間の税率を均衡化させて、損益通算の範囲を拡大し、投資家のリスクを軽減させた方が投資の多様化、市場の活性化につながるのではないかと考えられます。

次に、その他、御質問等をいただいた事項について御説明いたします。10ページを御覧ください。

前回、金融庁からキャピタル・ゲインの税率を引き上げたイギリスでは、売買金額が大きく落ち込んだとの指摘がありましたので、改めてデータを拾ってみたものでございます。

イギリスの状況を見ますと、5月より6月以降の方が売買金額が減っているように見えますので、念のため各国の状況も見てみました。それが、次のページでございます。11ページを御覧ください。

株式売買金額について、税率を引き上げていないアメリカ、フランスと比較したものです。

下の棒グラフを御覧ください。これは、1週間ごとの株式売買金額の平均値を示したものです。3本の棒が並んでいますが、左からイギリス、アメリカ、フランスを示しています。5月の発表のタイミング、6月の引上げ実施のタイミング、いずれの後もイギリスの売買金額は落ちているように見えますが、その後の推移を全体として見れば、アメリカやフランスも同じ傾向にあり、税率を引き上げたイギリスにだけ特段の問題が生じたということではな

いように見えます。

次に 12 ページを御覧ください。

軽減税率を廃止すると、日本で株の売買をせずに他のアジア諸国に行ってしまうのではないかと指摘をいただきました。この図は、外国の株式市場において株式の売買をした場合の課税関係について示したものです。

ここにありますとおり、そもそも個人がどこの国で株式を取引しても、居住している国の税制が適用されます。したがって、他のアジア諸国の税率が低くとも、日本の居住者がそこへ移住しない限り、そのメリットを受けることはありません。この点が法人税率をめぐる議論とは異なる点でございます。

最後に、前回の御説明に若干の追加をさせていただきたいと思えます。13 ページを御覧ください。

現行の税法上の定義では、公社債投資信託とは、投資信託約款において 100%公社債で運用するとされているものであり、それ以外のものは、すべて株式投資信託とされております。

したがって、ほとんどの信託財産を公社債で運用している投資信託であるため、分配金が実質的には利子であっても、株式投資信託として軽減税率が適用される場合が生じており、今のように税率が異なる状態では、定義の見直しの検討が必要と考えられます。

最後に 14 ページを御覧ください。

前日も御説明したとおり、現在、発行済株式の 5%以上を保有する株主が支払を受ける配当所得については、事業参加性があることを踏まえ、総合課税とされていますが、現行の会社法上、少数株主権の基準として 5%に当たるものではありません。

一方で、一番下の表で示しておりますように、会社法では 1%以上であれば、透明かつ適正な株主総会が行われることを確保するために、株主提案権や議案通知請求権などが認められています。

また、3%以上であれば、会社の経営等が適正に行われることを確保するために、株主総会招集請求権や役員解任の訴えの提起などが認められています。平均的に見ても、多額の配当が支払われている実態を踏まえれば、所得再分配機能の回復の観点からも、現行の会社法の規定を踏まえて、大口株主等の基準を 1%以上または 3%以上に見直すことが適当と考えられます。

最後になりますが、今ほど御説明いただきました点で、若干コメントさせていただきたいと思えますが、副大臣の資料の 10 ページのところで、副大臣からイギリスの税率引上げは、高所得者に対する税率である一方、日本の軽減税率の廃止は、すべての投資家にとって負担増となるとの御指摘をいただきましたが、先ほど御説明しました日本版 I S A とセットで考えれば、日本は、中低所得者は非課税、高所得者、資産家が 20%という構造になると考えられます。

また、そもそも日本の税率は 20%にしてもイギリスを含めたヨーロッパ諸国に比べて低いくらいでございます。

最後に、13 ページで言及された点にコメントさせていただきたいと思います。

軽減税率廃止による増収額と日本版 I S A による減収額は見合わないという御主張をされました。大半の人は、日本版 I S A によって税負担が軽減されます。

その一方で、増収効果があるというのは、まさに資産家には一定の負担をしていただき、支え合いの社会を築いていく、そして、所得再分配機能の回復という、これこそ民主党が目指す税制に資することの証だと思えます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

すみません、今、仕切りが悪くて、今の部分は後でやっていただくべきところでした。お待たせしておりますので、最後に残ってしまいました。大変お待たせして申し訳ございません。内閣府にお願いいたしたいと思えます。

○平野内閣府副大臣

すみません。時間も限られていますので、手短にやらせていただきます。

要望させていただきます。内閣府の要望のうち、まず、私からは総合特区に関する一次査定についてコメントさせていただきます。

国際戦略総合特区における税制上の特例措置、地域活性化総合特区における税制上の特例措置でございます。これはいずれも新成長戦略におきまして、国家戦略プロジェクトに位置づけられた同戦略の柱となる施策でありまして、当該要望につきましては、今般、主要事項の中で取り上げるもの等との査定案をいただいておりますので、この税制調査会の場において、要望内容の実現に向けたしっかりとした議論をお願いいたします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。御協力ありがとうございました。

それでは、末松副大臣。

○末松内閣府副大臣

私も手短に言わせていただきます。まず、沖縄路線の航空機に係る航空機燃料税の軽減措置ですけれども、これは一般的には国交省要求の、航空機燃料税の横並びになるわけですけれども、これは沖縄という特殊事情、特に沖縄が観光産業とか、物流が極めて重要なところでございますので、沖縄の経済の活性化、雇用機会を創るためにも、是非、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を、極めて重要なので、引き続き御検討をよろしく申し上げます。

それから、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置でございますけれども、幼保一体化を含めて、新たな次世代育成支援ということで、一部評価をいただきありがとうございます。

現在、来年の通常国会への法案の提出に向けて、制度設計の詳細を議論しておりまして、ほかに盛り込むべき税制上の所要の措置が生じた場合についても引き続き御検討をよろしくお願い申し上げます。



3点目は、新潟県中越沖地震の地震災害による被災者代替家屋に係る特例措置の延長につきましてお認めいただきましてありがとうございます。

最後ですけれども、これは税調メンバーの個人的意見ということで聞いていただきたいんですけれども、先ほど文科省からございました、能楽堂についてなんですけれども、私は外交官時代に気づいたんですけれども、伝統芸能というのは、それぞれの国がやはり様々な手段で保護をして大切にしております。そのままいったら死に絶えるという危険性があるものですから、そこはきちんと保護しておりますので、そこは何とか、これは死に絶えてはしようがないので、是非、そこは民主党としてもきちんと認めていくべき話だと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。時間が大変押しておりますので、恐縮でございますが、どうしてもというところを御発言いただければと思います。

東副大臣。

○東内閣府副大臣

ポイントは、まず、現在の経済金融情勢の現状認識がどうなっているのか。それは、来年の23年度末まで、それ以降やるんですよと。それは決めたことなんです。先ほど亀井政調会長も言われているとおり、経済は生きていますからね。

したがって、本当に証券の軽減税率を廃止しても大丈夫なんだと、だれが責任を取るのかと、それはまさに政治家ですよ。そのインパクトが全然違うということは、ISAとこの証券税制の軽減税率を比べるならば、多分多くの方々はお分かりいただいているのではないかと。その点については言いません。

それで、最後に言われました、いわゆる公社債投信と公社債を運用する株式投信の税率のことですけれども、実態をまず踏まえていただきたい。公社債投信と公社債を運用する株式投信を比べると、適用される規制、運用実態が異なるんです。したがって、表面的な判断ではなくて、実質的な観点を踏まえて、あるべき税制について議論してもらいたいと。万一、公社債を運用している株式投信の定義が見直されることになった場合、例えば適用税率が10%から20%に変更されることに伴い、純資産総額15兆円超の外国債権を運用している株式投信が集中的に解約される可能性があります。いわゆるグローバルソブリンというところなんです。

その結果、外国債権が大量に売却されて、円高圧力が一層高まるおそれもあります。税率や所得区分等の変更に伴って、推計ベースではありますけれども、500万件を超える株式投信が特定口座を利用できなくなります。投資家に対して多大な負担を与えることになることにも大規模なシステム開発が必要となるため、現在の区分を変えることは著しく不相当だと、まず、実態を把握していただきたい。表面的な部分だけではなくて、外国為替、これだけ変動しているんですから、公債といっても外国の公債があるわけです。そういうことを踏まえると、ただ単に表面だけをとらえて同じなんだからということでは全くないと思います。幾

つかありますが、これはまたじっくりやりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

申し訳ございません。民主党の方の総会を控えておりまして、この後、関税もやるつもりだったんですが、関税も次回に回しますので、どうしてもということだけ手短に申し上げます。

○峰崎内閣官房参与

今、副大臣からお話がありまして、私があたかも高齢者が担税力があるかのごとく言っているけれども、そうではなくて、いわゆる資産を保有できる時期は大体高齢世代になってからですよ。そういう意味で、なぜ、いわゆる株式に投資をして株価が上がっていくところになかなか結び付かないのかということ、私は指摘したわけでありまして。

それと同時に、これは確認というか、前のときにもお話し申し上げましたが、金融庁さんは、去年どういう約束をしたのかというのを御存じだろうかと思うんです。

当時の大塚副大臣と私との間で、いわゆる 20%に本当は戻したい。しかし、日本版 I S A と、この 5 年という当初の予定だったわけですが、これを 3 年ということでお互いに約束しましょうということ、今日来ているんです。去年もデフレです。今年もデフレです。そういうことについては、変わりはないんです。

ですから、そういうことについての、いわゆる議論の継続性という点で、1 回目のときに、私は大変厳しい言い方をしたと思いますが、その点はおっしゃっていることについては、去年も実は同じような議論をして、それで約束をしたわけですから、その点はしっかりと、金融庁、後ろに事務方がおりますけれども、そういったことをしっかりと政治家に伝えていかなければ、何のために去年議論して約束したのか、このことが生きてきませんのでね。しっかりそのことだけ申し上げます。

○東内閣府副大臣

去年どういう議論されたか、私は知りませんが、議論というのは継続性があるんです。問題は経済です。実態をどう見るか、生きているのか、約束したからそれをやる、それはだれでもできることです。

○峰崎内閣官房参与

去年と変わらないじゃないですか。

○東内閣府副大臣

ですから、デフレ脱却できるならばいいと言っているんです。皆さんが言われている政策に基づいてやることができるならばいいと、皆さん方は責任持ちますと、そういうことならば構いませんよ。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長。

○亀井国民新党政調会長

国民新党は、財務省が考える今の経済の実態、今後の税収予測、そういったものを一切信

用しておりません。今まで申し上げたことはありませんが、いざなぎ景気以来の景気拡大ということに疑いを持っております。もし、いざなぎ景気以来の景気拡大が本当にあったのであれば、なぜ税収がここまで落ち込んだか、その点について、私は財務省に説明を求めたいと思います。今までの税収が落ち込んできた責任は、財務省にもあると思いますので、そこをきれいに説明ができれば再考したいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、徳永政務官。

○徳永外務大臣政務官

国立公園内の生物多様性の保全上重要な土地に関する物納制度の特例、環境省さんが言うておられる点について一言だけ申し上げます。

名古屋で行われましたCOP10は、日本外交の成果だと思っています。そこで決定をされた愛知目標の達成をすることは、議長国を務めた日本としての責務でもあります。これはしっかり取り組むという意味からも本事項は是非前向きに御検討いただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。すみません、いろいろと御意見がありましたし、まだ、たくさんあると思いますが、調整すべき論点が残っている事項につきましては、随時調整協議の中で最終調整を行っていきたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、今週中には、すべての要望項目について処理方針を確定したいと思いますので、委員各位の御協力をお願い申し上げたいと思います。

先ほど申し述べましたけれども、関税関係は用意しておりましたけれども、これは次回以降に回させていただきたいと思います。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回は、12月1日、税制調査会を開催し、26日に本来予定しておりました資産課税の地方税部分、市民公益税制及び自由討議を行いたいと思います。また、関税も時間があれば組み込みたいと思います。

本日は、以上です。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。